

☆新内閣に望むこと

◆9月16日、「自助・共助・公助、そして絆」と「国民のために働く内閣」をモットーとした新内閣が、6割以上の支持率を得て誕生しました。自己責任に重きを置き、政治責任をのがれる姿勢が透けて見えます。健康で文化的な最低限度の生活を保障するのは国の責任です。

◆「森友・加計・桜を見る会」の解明を求める国民の声は54%に達していますが、これに対し首相は「再調査はしない」と言い切りました。「公文書の改ざん問題」は、未解決のまま、ジャパンライフ山口会長逮捕にも素知らぬ顔です。まさに「疑惑」にフタをする内閣です。国民の声に耳を傾け早急に再調査をすべきです。

◆新内閣が掲げる、デジタル庁の新設、行政縦割り110番、携帯料金引き下げ、不妊治療の助成など、耳ざわりのよい政策を並べておりますが、元首相葬儀への9600万円の税金支出は納得が行きません。この葬儀費用に国民は疑義を持ちます。

◆今、働く人の中で非正規労働者は2165万人、全体の37、3%に上っています。一生懸命真面目に働いてもむくわれない労働者が45万人も増加しています。また、母子家庭の実情は大変厳しく、貯金がない世帯は32%にも及んでいます。生活困窮者への生活支援を急ぐべきです。

◆沖縄の民意に反して進めている辺野古新基地建設について、その地盤は軟弱で活断層があり、工事費は2兆5500億円と巨額で、今後12年以上かかるといわれています。あまりにも税金の無駄遣いです。この費用をコロナ対策にまわすべきです。

「学問の自由」（憲法23条）をおびやかす学術会議の人事

◆首相は、日本学術会議が「優れた研究・業績がある」として推薦した新会員候補者105人のうち、6人の任命を拒みました。この6人は「安倍政権が推進した「安保法制」や「共謀罪」法、改憲の動きなどに疑義を訴えてきた人です。これに対し、首相も官房長官も拒否の理由を明らかにしません。説明責任を果たさない前政権以来の悪弊といえます。日本学術会議が推薦した方はルール通りにすべきです。

【※1983年の参院委で審議された際、総理府総務長官は「形だけの推薦制であって、推薦していた者は拒否はしない」と明言し、2004年度以降もそのルールが守られてきました】

二〇二〇年一〇月二一日(日) 護憲平和行進(通算644回目)

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五

★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

☆憲法二十三条

学問の自由は、これを保障する。

☆憲法二十五条

第一項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第二項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。